

## 令和 5 年度みどり政策推進室の事業（案）について

建設局では、既存インフラの維持・保全、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策等により、市民の暮らしをしっかりと守っていくことを方針として施策を実施している。

当室も同様に、公園や街路樹を適正に管理することに加え、近年は都市公園の柔軟な管理運営等、新たな取組にも挑戦している。

厳しい財政状況が続く中ではあるが、市民の安心・安全の確保と財政健全化を両立させ、持続可能なまちづくりに向けて取り組む。

### ＜令和 5 年度の事業（案）＞

#### (1) 都市公園の柔軟な管理運営

令和 3 年度から、民間企業などに対して公園の柔軟な利活用を試行的に認め、公・民で継続的に対話等を行いながら、それぞれの公園の理想像を探る「公民連携 公園利活用トライアル事業」を導入。令和 4 年度からは、本市唯一の広域公園である宝が池公園をモデルに、産学公民連携によるエリアマネジメント試行事業を実施している。

令和 5 年度は、引き続き、宝が池公園でのエリアマネジメント試行事業を実施するとともに、「公民連携 公園利活用トライアル事業」を契機とした公園利活用の機運を更に発展させ、規模が大きな公園だけでなく、身近な街区公園においても、持続可能で柔軟な公園運営が実現できるよう、新たな公園運営モデルの導入を検討する。

#### (2) 雨庭の整備

「雨庭」は、地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、雨水流出抑制による下水道への負荷軽減効果に加え、近年広がりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されている。

本市では、平成 29 年度から、京都の庭園文化をいかした緑の空間「雨庭」の整備を進めており、今後も取組を進める。

#### (3) 指定管理者制度の導入及び公園・街路樹等の適正管理

令和 5 年 3 月に完成予定の東本願寺前市民緑地及び令和 3 年 6 月に再整備工事が完了した円山公園において、令和 5 年度から新たに指定管理者制度を導入する。指定管理者制度により、美しい公園の状態を保つとともに、民間活力をいかして更なる魅力と利便性の向上を図る。

また、地域の公園や街路樹について、財政状況が厳しい中ではあるが、必要な経費を確保し、遊具の補修更新、樹木剪定等適正な管理を行う。